

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス, 運転上の制限), 実条件性能(許可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 「実条件性能確認」適合の考え方, 実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】, 実条件性能確認評価/ブロン.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力 柏崎刈羽7号炉									
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-3-1	代替自動減圧機能	<p>(1)運転上の制限</p> <p>(1)代替自動減圧ロジック(代替自動減圧機能)が動作可能であること</p> <p>(2)自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること</p> <p>動作可能であるべき要素数:チャンネル数(論理値)</p> <p>代替自動減圧機能論理回路:1系</p> <p>原子炉水位異常低(レベル):2チャンネル</p> <p>残留熱除去系ポンプ吐出圧力高,1チャンネル</p> <p>自動減圧系の起動阻止スイッチ:1系</p> <p>(2)確認事項</p> <p>1.代替自動減圧機能</p> <p>機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM</p> <p>2.原子炉水位異常低(レベル1) 936cm以上(圧力容器等レベルより)</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長</p> <p>チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM</p> <p>論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM</p> <p>3.残留熱除去系ポンプ吐出圧力高 0.94MPa[gage]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長</p> <p>チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM</p> <p>論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM</p> <p>4.給動タイマ 10分以下</p> <p>チャンネル校正を実施する。定事検停止時 電気機器GM</p> <p>5.自動減圧系の起動阻止スイッチ</p> <p>論理回路機能検査を実施する。定事検停止時 運転評価GM</p>	<p>【設置許可 本文】</p> <p>代替自動減圧ロジック(代替自動減圧機能)は、原子炉水位低(レベル1)及び残留熱除去系ポンプ運転(低圧注水モード)の場合に、逃がし安全弁用電磁弁を動作させることにより、逃がし安全弁を強制的に開放し、原子炉冷却材圧力バウナリを減圧させることができる設計とする。18 個の逃がし安全弁のうち、4 個がこの機能を有している。なお、原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心注水系及び低圧注水系から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び代替自動減圧ロジック(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止する。</p>	<p>監視機能健全性確認検査</p> <p>監視機能健全性確認検査</p> <p>・試験装置を用いて各検査要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の動作値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。</p> <p>定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること</p>	<p>自動減圧系機能検査</p> <p>・代替自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁の全数が、信号の高値から10分(設定時間)の範囲において全開すること。</p> <p>原子炉保護系インターロック機能検査</p> <p>・各要素の検出器(センサー)の作動を電気回路で模擬し、論理回路全てが働くことを警報及び表示灯等により確認する。</p> <p>・自動減圧系の起動阻止スイッチを動作させ警報及び表示灯等により確認する。</p>	<p>【巡視点検】</p> <p>(1ヶ月/回)</p>	<p>【判定基準】</p> <p>・動作不能でないことを指示により確認する。</p>	<p>「実条件性能確認」適合の考え方</p> <p>実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】</p> <p>実条件性能確認評価/ブロン</p>	<p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。</p> <p>【定事検】</p> <p>・原子炉停止時に実施する定事検において模擬信号を投入した実条件試験を実施している。</p> <p>・代替自動減圧機能に必要な模擬入力を与えることにより、その時の動作値の確認、論理回路の動作を確認する。また必要に応じ警報、表示灯等の確認を行うことにより判定基準を満足することを確認している。</p> <p>・自動減圧系の起動阻止スイッチを動作させ警報、表示灯等の確認を行うことにより判定基準を満足することを確認している。</p> <p>【日常管理】</p> <p>・代替自動減圧機能動作信号であり、論理回路を動作させる事は、原子炉急減圧によるLOCA状態の創出を引き起こすリスク増加することから通常運転中の「実条件性能確認」は監視により拒否している。</p> <p>・巡視点検により、動作不能でないことを原子炉水位計及び残留熱除去系ポンプ吐出圧力計の指示値で確認している。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p>
66-3-2	主蒸気逃がし安全弁(手動減圧)	<p>(1)運転上の制限</p> <p>主蒸気逃がし安全弁による手動減圧系が動作可能であること</p> <p>所要数</p> <p>主蒸気逃がし安全弁:8個</p> <p>可搬型代替交流電源設備:66-12-2/1において定める。</p> <p>可搬型直流電源設備:66-12-5/1において定める。</p> <p>常設代替交流電源設備:66-12-11において定める。</p> <p>(2)確認事項</p> <p>1.主蒸気逃がし安全弁の性能検査を実施する。定事検停止時 原子炉GM</p>	<p>【設置許可 添付追補】</p> <p>発電用原子炉の冷温停止への移行又は低圧注水系を使用した注水への移行を目的として、逃がし安全弁又はタービンバypass弁を使用した中央制御室からの手動操作による発電用原子炉の減圧を行う。</p>	<p>安全弁機能</p> <p>・吐出し圧力が初回の使用前検査における窒素ガスによる吐出し圧力(平均値)の <input type="text"/> 以内にあること。(JIS B 8210(2009)に準拠) 吐出し圧力許容範囲は「吐出し圧力許容範囲表」のとおり。</p> <p>検査対象装置 主蒸気逃がし安全弁 18台</p> <p>弁動作検査</p> <p>・逃がし弁動作信号を模擬的に発信、復旧させることにより、主蒸気逃がし安全弁が全開及び全閉することを確認する。</p> <p>検査対象装置 圧力スイッチ18台、主蒸気逃がし安全弁18台</p>	<p>【日常点検】</p>	<p>-</p>	<p>「実条件性能確認」適合の考え方</p> <p>実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】</p> <p>実条件性能確認評価/ブロン</p>	<p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。</p> <p>【定事検】</p> <p>・定事検において中央制御室の操作スイッチを使用し手動主蒸気逃がし安全弁が動作可能であることを確認する。</p> <p>【日常管理】</p> <p>・主蒸気逃がし安全弁検査温度の監視(温度上昇が無い事)。</p> <p>・主蒸気逃がし安全弁開度表示(LVD)の確認及び手動作動に必要なとなる警報が正常に動作するとシートが悪くなるため、運転中の冷却材流出の要因となる。</p> <p>・SRVの弁体を頻りに動作させるとシートが劣化する。運転中の冷却材流出の要因となる。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p>	
66-3-3	主蒸気逃がし安全弁の機能回復	<p>(1)運転上の制限</p> <p>(1)可搬型直流電源設備又は逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作可能であること</p> <p>(2)高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系が動作可能であること</p> <p>所要数</p> <p>1.可搬型直流電源設備による減圧系</p> <p>AM用切替装置(SRV):1個</p> <p>可搬型直流電源設備:66-12-5/1において定める</p> <p>常設代替交流電源設備:66-12-4/1において定める</p> <p>2.逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系</p> <p>逃がし安全弁用可搬型蓄電池:1個</p> <p>3.高圧窒素ガスポンベ供給系による作動窒素ガス確保系</p> <p>高圧窒素ガスポンベ:5本</p> <p>(2)確認事項</p> <p>1.可搬型直流電源設備による減圧系</p> <p>1.原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、AM用切替装置(SRV)が使用可能であることを外観点検により確認する。1ヶ月に1回 当直長</p> <p>2.逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系</p> <p>1.逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であることを確認する。定事検停止時 計測制御GM</p> <p>2.原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 当直長</p> <p>3.高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系</p> <p>1.高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が <input type="text"/> MPa[gage]以上を設定できることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び非常用窒素ガス供給止の弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。定事検停止時 原子炉GM</p> <p>2.原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検及び規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長</p>	<p>不活性ガス系からの窒素ガスの供給が喪失し、逃がし安全弁の動作に必要な窒素ガスの供給圧力が低下した場合、供給源を高圧窒素ガスポンベに切り替えて逃がし安全弁の駆動源を確保する。</p> <p>また、高圧窒素ガスポンベから供給している期間において、高圧窒素ガス供給系出口のポンベ圧力が低下した場合、高圧窒素ガスポンベ(特機側)へ切り替え、使用済みの高圧窒素ガスポンベを予備の高圧窒素ガスポンベと取り替える。</p>	<p>直流電源系機能検査</p> <p>・逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であること</p>	<p>【日常点検】</p> <p>(1ヶ月/回)</p>	<p>【判定基準】</p> <p>・AM用切替装置(SRV)が使用可能であることを外観点検により確認する。</p>	<p><差異無し></p>	-	
				<p>高圧窒素ガス供給系機能検査</p> <p>高圧窒素ガス供給系機能検査</p> <p>・高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が <input type="text"/> MPa[gage]以上を設定できること</p> <p>・高圧窒素ガス供給系A系及びB系のポンベ出口圧力が <input type="text"/> MPa[gage]以上であること</p> <p>・高圧窒素ガス供給系ポンベが5本以上確保されていること</p> <p>弁動作検査</p> <p>・非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び非常用窒素ガス供給止の弁が動作可能であること</p>	<p>【巡視点検】</p> <p>(1ヶ月/回)</p>	<p>【判定基準】</p> <p>・高圧窒素ガスポンベの外観点検及び規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。</p>	<p><差異無し></p>	<p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。</p> <p>【定事検】</p> <p>・各弁が動作可能であることを実動作させて確認する。</p> <p>【日常管理】</p> <p>・巡視点検時の外観点検により、各弁に異常がないこと及び高圧窒素ガス供給系ポンベの外観点検及び規定圧力を確認する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p>	

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベランス、運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 実条件性能確認/適合の考え方. Content includes technical specifications for Tokai-MST Unit 7 and various test procedures.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力 柏崎刈羽7号炉									
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方 実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】 実条件性能確認評価/ブロン	
66-5-2	耐圧強化ベント系	(1)運転上の制限 耐圧強化ベント系が動作可能であること 所要数 遠隔空気駆動弁操作ポンプ:4本 可搬型窒素供給装置:66-5-3に定める フィルタ装置:66-13-1に定める 耐圧強化ベント系放射線モニタ:66-13-1に定める 可搬型代替交流電源設備:66-12-2に定める 可搬型直流電源設備:66-12-5に定める 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める 常設代替交流電源設備:66-12-4に定める 代替所内電気設備:66-12-6に定める (2)確認事項 1. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。定事検停止時 当直長 2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長 3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作ポンプが使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として、耐圧強化ベント系は、格納容器内雰囲気ガスを不活性ガス系等を経由して、主排気筒(内筒)を通して原子炉建屋外に放出することで、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃げ場である大気へ輸送できる設計とする。	-	圧力低減設備その他の安全設備の作動検査 耐圧強化ベント系の隔離弁は人力により容易かつ確実に閉閉操作ができること。	【日常点検】 ・主要弁の表示状態確認 【巡視点検】 1ヶ月/回 【巡視点検】 3ヶ月/回	- - -	○耐圧強化ベント系を使用した格納容器ベント試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・格納容器から系外への各種気体放出による漏えい ○実遠隔空気駆動弁操作ポンプ使用による弁動作試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・本設ポンプを定期事業者検査等にて繰り返し使用すると本設ポンプ内に蓄積された窒素を消費することから事故時に使用可能な窒素量が減少してしまうこと ○圧力低減設備その他の安全設備の作動検査【月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・格納容器/バウンダリの解除、ならびに格納容器圧力逃がし装置待機時の窒素置換バウンダリ解除 【判定基準】 ・耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。(外観点検)	・定期事業者検査等にて耐圧強化ベント系の排出経路に設置された隔離弁の開閉試験(電気駆動操作、遠隔空気駆動操作並びに遠隔手動操作設備を用いた遠隔手動にて)を実施し、系統構成が適切になれることを確認している。 ・格納容器から系外への各種気体放出による漏えいについては、計装用空気圧縮系(空気)と遠隔空気駆動弁操作ポンプ(窒素)とで使用流体に差異はあるが、使用流体の密度差は微小かつ乾燥状態であり、空気駆動弁への供給圧力(駆動圧力)も同等である。以上のことから、実条件相当の条件で実施した開閉試験を実施することで系統構成が適切になれることを確認している。 ・月例等試験において、それぞれの機能が維持されていることを日常管理により確認している。 左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【定事検】 ・耐圧強化ベント系の隔離弁は、人力により容易かつ確実に閉閉操作ができることを確認している。 【日常管理】 ・耐圧強化ベント系の排出経路に設置された隔離弁は、運転中は格納容器/バウンダリを維持することが求められるため実施できないことから、状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認している。 ・閉閉試験(定例試験)は定事検停止時に実施する。 ・遠隔空気駆動弁操作ポンプが使用可能であることを巡視点検で確認している。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。
66-5-3	可搬型窒素供給装置	(1)運転上の制限 可搬型窒素供給装置が動作可能であること 所要数 可搬型窒素供給装置:1台 (2)確認事項 1. 可搬型窒素供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h(窒素純度99%以上にて)であることを確認する。定事検停止時 原子炉GM 2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、可搬型窒素供給装置が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを排出するために使用する際には、排気中に含まれる水蒸気及び酸素ガスによる水素爆発を防止するため、系統稼働中に原子炉格納容器から耐圧強化ベント系までの配管については、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換しておく運用とする。また、排出経路に水蒸気及び酸素ガスが蓄積する可能性のある箇所についてはパイプラインを設け、水蒸気及び酸素ガスを連続して排出できる設計とする。可搬型窒素供給装置は、外部より排出経路の配管へ不活性ガス(窒素ガス)を供給できる設計とする。	可搬型窒素供給装置機能検査 ・可搬型窒素供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h(窒素純度99%以上にて)であること。 ※窒素濃度については、系内窒素濃度から算出する	【SA定例試験】 ・可搬型窒素供給装置手動起動試験 3ヶ月/回	【判定基準】 ・可搬型窒素供給装置の運転状態が正常であることを確認する。 ※異常、異臭、異常振動のないこと	<差異無し>	【定事検】 ・可搬型窒素供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h(窒素純度99%以上にて)であることを確認することで必要な機能を担保している。 【月例等】 ・可搬型窒素供給装置の起動・運転状態確認により必要な機能が維持されていることを担保している。 ・可搬型窒素供給装置については、仮設計器を用いた吐出圧力・流量・窒素濃度の確認は定事検で担保し、定例試験では動作可能(車載付計器確認含む)である事を、単体の運転確認により実施する。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。	
66-5-4	代替原子炉補機冷却系	(1)運転上の制限 代替原子炉補機冷却系2系列が動作可能であること 所要数 大容量送水車(熱交換器ユニット用):1台*2 熱交換器ユニット1式*2 可搬型代替交流電源設備:66-12-2に定める 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める 燃料供給設備:66-12-7に定める (2)確認事項 1. 熱交換器ユニット(P27-D2000.D3000.D4000)の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が650 m ³ /h以上で揚程が65 m以上。 ・流量が680 m ³ /h以上で揚程が56 m以上。 ・流量が700 m ³ /h以上で揚程が53 m以上。 2年1回 原子炉GM 2. 大容量送水車(熱交換器ユニット用)の流量が1100 m ³ /h以上で吐出圧力が0.61MPa以上であることを確認する。1年1回 原子炉GM 3. 原子炉補機冷却水系における常用冷却水供給側分弁及び常用冷却水戻り側分弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。定事検停止時 当直長 4. 大容量送水車(熱交換器ユニット用)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 5. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM 6. 原子炉補機冷却水系における残留熱除去系熱交換器冷却水止めの弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。1ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 原子炉補機冷却系の故障又は全交流動力電源の喪失により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替原子炉補機冷却系は、サブプレッション・チャンバーへの熱の蓄積により原子炉冷却機能が確保できる一定の期間内に、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却系に接続し、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃げ場である大気へ輸送できる設計とする。	代替原子炉補機冷却系機能検査 1. 熱交換器ユニット(P27-D2000.D3000.D4000)の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が650m ³ /h以上で揚程が65m以上。 ・流量が680m ³ /h以上で揚程が56m以上。 ・流量が700m ³ /h以上で揚程が53m以上。 2. 大容量送水車(熱交換器ユニット用)の流量が1100m ³ /h以上で吐出圧力が0.61MPa以上であることを確認する。 3. 熱交換器ユニット(P27-D1000.D5000)の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が m ³ /h以上で揚程が m以上。 ・流量が m ³ /h以上で揚程が m以上。 ・流量が m ³ /h以上で揚程が m以上。 4. 大容量送水車(熱交換器ユニット用)の流量が1100m ³ /h以上で吐出圧力が0.61MPa以上であることを確認する。	-	【SA巡視点検】 ・熱交換器ユニット点検 3ヶ月/回 【SA定例試験】 大容量送水車(熱交換器ユニット用)点検 3ヶ月/回 【日常点検】 ・RCW常用冷却水分離弁の表示状態確認 【定例試験】 ・RCW手動機起動及びFHR熱出口弁開閉試験 1ヶ月/回	- - -	○代替原子炉補機冷却系による実演試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・RCW系統への異物混入 ・原子炉運転中に実施する場合は、RCW系統不待機が必要 ・熱交換器ユニット海水側については、腐食による劣化 ○大容量送水車(熱交換器ユニット用)の海水の使用【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・補機水路の停止が必要となりRCW/RSW系が不待機となる。 【判定基準】 ・熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。(導通確認、ハンドターニング及び外観確認) 【SA巡視点検】 ・熱交換器ユニット点検 3ヶ月/回 【SA定例試験】 大容量送水車(熱交換器ユニット用)点検 3ヶ月/回 【日常点検】 ・RCW常用冷却水分離弁の表示状態確認 【定例試験】 ・RCW手動機起動及びFHR熱出口弁開閉試験 1ヶ月/回	・定期事業者検査等にて熱交換器ユニットは、工場試験装置を用いたポンプ機能性能試験により必要な流量・揚程(圧力損失等を考慮)を確認し、月例等試験時は熱交換器ユニットの外観点検等にて動作可能であることを確認している。また、電動弁についても、月例等試験時にそれぞれ実施可能な開閉試験を実施し、系統構成が適切になれることを確認している。 ・定期事業者検査等にて大容量送水車(熱交換器ユニット用)の単体試験(貯水池水側)により必要な流量・吐出圧力を確認している。また月例等試験にて動作可能であることを確認している。 左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【定事検】 ・工場試験装置を用いたポンプ機能性能試験により、必要な流量・揚程(圧力損失等を考慮)を確認している。 【月例等】 ・熱交換器ユニットについては、動作可能であることを導通確認、ハンドターニング及び外観確認にて実施。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。 【ブロン確認】 特に無し 【定事検】 ・大容量送水車(熱交換器ユニット用)の単体試験により必要な流量・吐出圧力を確認している。 【月例等】 ・大容量送水車(熱交換器ユニット用)については、仮設計器を用いた流量・吐出圧力の確認は定事検で担保し、定例試験では動作可能(車載付計器確認含む)であることを、貯水池を用いた単体の運転確認により実施する。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。 【ブロン確認】 特に無し 左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【日常管理】 ・RCW常用冷却水分離弁開閉試験は、プラント運転中に実施すると、RCW常用冷却水が喪失するため実動作試験は実施せずに状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認している。 ・残留熱除去系熱交換器冷却水止めの弁が動作可能であることを定例試験により1ヶ月/回確認している。 ○RCW常用冷却水分離弁開閉試験【月例】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・常用冷却水断による負荷系統の温度上昇、冷却能力喪失 【判定基準】 ・残留熱除去系熱交換器冷却水止めの弁が動作可能であることを確認する。(動作確認) ・動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。

他条文より確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス, 運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 実条件性能確認/適合の考え方. Rows include 66-5-5 (代替循環冷却系), 66-5-6 (格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視), and 66-6-1 (代替格納容器スプレイ冷却系).

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス, 運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 実条件性能確認/適合の考え方. Rows include items 66-6-2, 66-7-1, 66-7-2, 66-8-1, 66-8-2.

他条文より確認

【月例等】との差異

【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベランス, 運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 実条件性能確認/適合の考え方. Rows include fuel pump systems, fuel purification, monitoring, and large volume water discharge.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス、運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 「実条件性能確認」適合の考え方. Rows include items like 海洋への放射性物質の拡散抑制, 重大事故等収束のための水源, 復水貯蔵槽への移送設備, 海水移送設備, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス, 運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 「実条件性能確認」適合の考え方, 実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】. Rows include items like 号炉間電力融通電気設備, 所内蓄電式直流電源設備, 可搬型直流電源設備, 代替所内電気設備, 燃料補給設備.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ1. 原子炉圧力容器内の温度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉圧力容器温度 代替パラメータ要素 ①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉圧力(SA) ③原子炉圧力(SA) ④原子炉水位(広帯域) ⑤原子炉水位(燃料域) ⑥原子炉水位(SA) ⑦残留熱除去系熱交換器入口温度 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを採取する。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ2. 原子炉圧力容器内の圧力	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力(SA) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 原子炉圧力容器温度 原子炉圧力 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ3. 原子炉圧力容器内の水位	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位(SA) 高圧代替注水系系統流量 復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流)	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ4. 原子炉圧力容器への注水量	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 高圧代替注水系系統流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 高圧炉心注水系系統流量 復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流)	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ5. 原子炉格納容器への注水量	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 高圧代替注水系系統流量 復水補給水系流量(格納容器下部注水流)	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ6. 原子炉格納容器内の温度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ドライウェル雰囲気温度 サブプレッション・チェンバ气体温度 サブプレッション・チェンバプール水温度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) サブプレッション・チェンバプール水温度 サブプレッション・チェンバ气体温度 [サブプレッション・チェンバ气体温度](常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ7. 原子炉格納容器内の圧力	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) 代替パラメータ要素 格納容器内圧力(S/C) ドライウェル雰囲気温度 【格納容器内圧力(D/W)】(常用計器) 格納容器内圧力(D/W) サブレーション・チェンバール水位 【格納容器内圧力(S/C)】(常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ8. 原子炉格納容器内の水位	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 サブレーション・チェンバール水位 格納容器下部水位 代替パラメータ要素 復水補給水流量(RHR B系代替注水流量) 復水貯蔵槽水位(SA) 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) 【サブレーション・チェンバール水位】(常用計器) 主要パラメータの他チャンネル 復水補給水流量(格納容器下部注水流量) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ9. 原子炉格納容器内の水素濃度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内水素濃度 格納容器内水素濃度(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度(SA) 格納容器内水素濃度 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ10. 原子炉格納容器内の放射線量率	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W) 格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 【エリア放射線モニタ】(有効監視パラメータ) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ11. 高温界の維持又は監視率	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 起動領域モニタ 平均出力領域モニタ 【制御棒操作監視系】 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 平均出力領域モニタ 【制御棒操作監視系】(有効監視パラメータ) 起動領域モニタ (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシンクの確保 (1)代替循環冷却系	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 サブレーション・チェンバール水温度 復水補給水流量(代替循環冷却) 復水補給水流量(RHR A系代替注水流量) 復水補給水流量(RHR B系代替注水流量) 復水補給水流量(格納容器下部注水流量) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル サブレーション・チェンバール水温度 サブレーション・チェンバール水温度 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 原子炉圧力容器温度 復水補給水流量(RHR A系代替注水流量) 復水補給水流量(格納容器下部注水流量) 復水移送ポンプ吐圧力 格納容器内圧力(S/C) サブレーション・チェンバール水位 ドライウェル雰囲気温度 復水補給水流量(RHR B系代替注水流量) 格納容器下部水位 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力									
柏崎刈羽7号炉									
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシンクの確保 (2)格納容器圧力逃がし装置	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 フィルタ装置水位 フィルタ装置入口圧力 フィルタ装置出口放射線モニタ フィルタ装置水温温度 フィルタ装置金属フィルタ差圧 フィルタ装置スクラバpH 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) 格納容器内水温温度(SA) フィルタ装置水位 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシンクの確保 (3)耐圧強化ベント系	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 耐圧強化ベント系放射線モニタ フィルタ装置水温温度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水温温度(SA) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ12. 最終ヒートシンクの確保 (4)残留熱除去系	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 残留熱除去系系統流量 代替パラメータ要素 原子炉圧力容器温度 ウレシシオン/チエンパ-プール水温度 残留熱除去系熱交換器入口温度 原子炉補機冷却水系統流量 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ13. 格納容器バypassの監視 (1)原子炉格納容器内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力容器温度 原子炉水位(SA) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ13. 格納容器バypassの監視 (2)原子炉格納容器内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ドライウェル雰囲気温度 格納容器内圧力(D/W) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) ドライウェル雰囲気温度 [格納容器圧力(D/W)](常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ13. 格納容器バypassの監視 (3)原子炉補機内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 高圧炉心注水系統ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 代替パラメータ要素 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) [エリア放射線モニタ](有効監視パラメータ) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ14. 水源の確保	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 復水貯蔵槽水位(SA) サブプレッション・チェンバプール水位 代替パラメータ要素 高圧代替注水系系統流量 復水補給水系流量(RHR A系代替注水流速) 復水補給水系流量(RHR B系代替注水流速) 原子炉隔離時冷却系統流量 高圧炉心注水系系統流量 復水補給水系流量(格納容器下部注水流速) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 復水移送ポンプ吐出圧力 【復水貯蔵槽水位】(常用計器) 残留熱除去系統流量 復水移送ポンプ吐出圧力 残留熱除去系ポンプ吐出圧力 【サブプレッション・チェンバプール水位】(常用計器) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ15. 原子炉建屋内の水温	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 66-8-2に運転上の制限を定める 主要パラメータ要素 原子炉建屋水温 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 静的熱媒式水素再結合器動作監視装置 (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ16. 原子炉格納容器内の酸素濃度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内酸素濃度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W) 格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C) 格納容器内圧力(D/W) 格納容器内圧力(S/C) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ17. 使用済燃料プールの監視	(1)運転上の制限 主要パラメータ:1チャンネル以上が監視可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 66-9-3に運転上の制限を定める 主要パラメータ要素 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ(使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を含む) 代替パラメータ要素 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) (2)確認事項 1. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 当直長 2. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御GM	同上	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方						
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン					
66-13-2	補助パラメータ 1. 電源関係	(1)運転上の制限 補助パラメータが監視可能であること 動作可能であるべきチャンネル数 M/C電圧:1 M/C D電圧:1 M/C E電圧:1 P/C C-1電圧:1 P/C D-1電圧:1 P/C E-1電圧:1 直流125V主母線線A電圧:1 直流125V主母線線B電圧:1 直流125V主母線線C電圧:1 直流125V充電器線A-2蓄電池電圧:1 AM用直流125V充電器蓄電池電圧:1 非常用D/G発電機電圧:1(1系列あたり) 非常用D/G発電機周波数:1(1系列あたり) 非常用D/G発電機電力:1(1系列あたり) 第一GTG発電機電圧:1 第一GTG発電機周波数:1 電源車電圧:1(1台あたり) 電源車周波数:1(1台あたり)	【設置許可本文】 抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対応設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。	運転性能検査 ・第一GTG計器:66-12-1にて確認 ・電源車計器:66-12-2にて確認 ・蓄電池計器:66-12-4にて確認	第一GTG計器 (66-12-1にて確認)	第一GTG計器 66-12-1にて確認	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)					
										性能検査 ・電源計器	電源車計器 (66-12-2にて確認)	電源車計器 66-12-2にて確認	(他条文により確認)	(他条文により確認)
性能検査 ・電源計器	電源計器 性能検査 ・確認・性能に影響を及ぼす恐れのある変形、割れ、腐食がないこと。 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-									
						監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-			
監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-									
						可搬型計測器	(1)運転上の制限 所要数が動作可能であること 所要数 可搬型計測器:23個 (2)確認事項 1. 所要数の可搬型計測器の機能検査を実施する。1年に1回 計測制御GM 2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 代替電源(交流、直流)からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち手帳着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。	監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。また、必要に応じ警報、表示灯の確認を行う。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬型計測器が動作可能であること。(動作確認)	<差異無し>	-
パラメータ記録	(1)運転上の制限 安全パラメータ表示システム(SPDS)が動作可能であること 所要数 データ伝送装置:66-17-1に定める 緊急時対策支援システム伝送装置:66-17-1に定める SPDS表示装置:66-17-1に定める (2)確認事項 なし	【設置許可本文】 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS)により計測結果を記録する。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)									

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/ブロン
66-14-1	中央制御室の居住性確保	(1)運転上の制限 中央制御室可搬型隣任化空調機による加圧系が動作可能であること 中央制御室待避室隣任化装置(空気ポンペ)による加圧系が動作可能であること データ表示装置(待避室)、中央制御室待避室遮蔽(可搬型)、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること 可搬型蓄電池内蔵型照明の所要数が動作可能であること 所要数 中央制御室可搬型隣任化空調機(フィルタユニット):2台 中央制御室可搬型隣任化空調機(プロフユニット):4台 中央制御室待避室隣任化装置(空気ポンペ):174本 データ表示装置(待避室):1台 中央制御室待避室遮蔽(可搬型):1式 酸素濃度・二酸化炭素濃度計:2個 差圧計:2個 可搬型蓄電池内蔵型照明:2個 衛星電話設備(常設):66-17-11に定める 無線連絡設備(常設):66-17-11に定める 常設代替交流電源設備:66-12-11に定める	【設置許可本文】 中央制御室にとまる運転員の被ばく量を7日間で100mSvを超えないようにするため、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気空調系給排気隔離弁、中央制御室可搬型隣任化空調機及び中央制御室待避室隣任化装置等により中央制御室隣接区域からのインリークを防止し、環境に放出された放射性物質等による被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。	中央制御室居住性確認検査 ・可搬型隣任化空調機(フィルタユニット)2台、プロフユニット4台の内4台)を起動し、中央制御室を隣接区域に対して差圧 ≥ 2 Pa以上に隣任化可能なこと。 ・隣任化装置(空気ポンペ)からの空気供給量を ≥ 100 m ³ /h以下に制御した状態で、中央制御室待避室を隣接区域に対して差圧 ≥ 2 Pa以上に隣任化可能なこと。 ・隣任化装置(空気ポンペ)の空気ポンペが174本以上確保されていること。	-	-	-	○隣任化装置(空気ポンペ)による隣任化【定事検】【月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・本設ポンペを定期事業者検査等にて繰り返し使用すると本設ポンペ内に蓄圧された空気を消費することから事故時に使用可能な空気量が減少してしまふこと。 ○フィルタ通気による性能検査【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・通気することにより性能が劣化するため、フィルタの除去効率を検査できない。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【定事検】 ・可搬型隣任化空調機(フィルタユニット)2台の内2台、プロフユニット4台の内4台)を起動し、中央制御室を隣接区域に対して差圧 ≥ 2 Pa以上に隣任化可能であることを確認している。 なお、室内の気密性は制限ケースの状態で担保していることから、動的機器と異なり、急速な性能悪化が起りえないため、定期事業者検査等の気密性確認で担保可能と考えられる。 【月例等】 ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁及び中央制御室可搬型隣任化空調機の動作確認を実施することにより中央制御室の居住性の確保に必要な機能を確保している。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。 【ブロン疑義】 特に無し
				中央制御室非常用換気空調系ダンプ手動全閉試験(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・MCR排気隔離ダンパ、MCR通常時外気取入隔離ダンパ及びMCR非常時外気取入隔離ダンパが閉すること。			<差異無し>	-
				監視機能健全性確認検査	監視機能健全性確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・差圧計が外観点検により使用可能であること。	<差異無し>	-
				酸素濃度・二酸化炭素濃度計機能検査	酸素濃度・二酸化炭素濃度計機能検査 ・濃度計の機能が満足していることを確認する。(校正記録にて測定精度内にあること) ・外観点検。	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・酸素濃度・二酸化炭素濃度計が使用可能であること。(動作確認)	<差異無し>	-
						【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・データ表示装置(待避室) ・外観点検を行う(表示装置、制御盤、機能に係るエラー表示のないこと) ・表示装置の表示機能を確認する。	<差異無し>	-
						【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・中央制御室待避室遮蔽(可搬型)の外観に異常がないこと、必要な員数があること。	<差異無し>	-
66-14-2	原子炉建屋ブローアウトパネル	(1)運転上の制限 燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であること 所要数 燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置:4台 (2)確認事項 1.燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置の性能検査を実施する。定事検停止時 原子炉GM 2.原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置が使用可能であることを確認する。1ヶ月に1回 当直長	【設置許可本文】 原子炉建屋ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる。又は開放時に容易かつ確実に再開できる設計とする。また、現場において、人力により操作できる設計とする。	原子炉建屋ブローアウトパネル機能検査 ・燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置の性能検査を実施する。 ・燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置が人力により閉止できること。	原子炉建屋ブローアウトパネル機能検査 ・燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置の性能検査を実施する。 ・燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置が人力により閉止できること。	【定例試験】 ブローアウトパネル閉止装置動作試験(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・ブローアウトパネル閉止装置が使用可能であること。(動作確認) ・ブローアウトパネル閉止装置が使用可能であること。	○燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置全閉操作【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・ブローアウトパネル閉止装置の閉鎖は、既存ブローアウトパネルの開放を阻害することから運転中に閉鎖することは安全上困難と考える。 ○燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置の現場閉止操作【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・ブローアウトパネル閉止装置の現場手動閉止は、駆動モータの軸に手動操作用ハンドルを取り付けて駆動させることから、遠隔操作機能喪失となる。(人身安全を考慮し手動操作用ハンドル取り付け時は、駆動モータの電源を開放しなければならない)	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 【定事検】 ・燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置を全閉操作し、要求性能を確認している。 ・燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置が人力により閉止できることを確認している。 【月例等】 ・月例等試験時に燃料取扱床ブローアウトパネル閉止装置を試験モード「電動にて寸動させるモード」にて動作可能であることを確認している。また、監視点検による外観点検を行うことで現場閉止操作機能の健全性を確認している。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

Table with columns: 保安規定条文, 保安規定条文名称, 保安規定(サーベイランス、運転上の制限), 実条件性能(許認可要求事項), 定期事業者検査等名称(仮称), 定期事業者検査等での判定基準(案), 月例等定期試験名称(仮称), 月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容), 「実条件性能確認」適合の考え方, 実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】, 実条件性能確認評価/ブロン.

他条文により確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力

柏崎刈羽7号炉

Table with columns for safety regulations, real conditions, periodic checks, and performance comparison. It details various safety measures and equipment for the Fukushima-7 reactor, including containment systems, monitoring, and emergency procedures.

他条文より確認 【月例等】との差異 【定事検/月例等】との差異

東京電力										
柏崎刈羽7号炉										
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称(仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称(仮称)	月例等試験の判定基準(チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方		
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/プレコン	
66-17-1	通信連絡設備	(1)運転上の制限 (1)緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること (2)統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)が動作可能であること (3)SPDS表示装置、衛星電話設備(常設)、衛星電話設備(可搬型)、無線連絡設備(常設)、無線連絡設備(可搬型)、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること 所要数 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)) 緊急時対策支援システム伝送装置:1式 SPDS表示装置:1台 テレビ会議システム:1台 IP-電話機:6台 IP-FAX:2台 衛星電話設備(常設):5台 衛星電話設備(可搬型):4台 無線連絡設備(常設):4台 無線連絡設備(可搬型):29台 携帯型音声呼出電話機:2台 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン:2台 (7号炉プロセス計算装置) データ伝送装置:1式 (5号炉中央制御室) 衛星電話設備(常設):1台 無線連絡設備(常設):1台 携帯型音声呼出電話機:3台 (5号炉原子炉建屋屋外) 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン:2台 (2)確認事項 1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置の伝送確認を実施する。1ヶ月に1回 計測制御GM 2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)の通話及び通信機能を確認する。1ヶ月に1回 電子通信GM 3. 衛星電話設備(常設)の通話機能を確認する。1ヶ月に1回 電子通信GM 4. 衛星電話設備(可搬型)の通話機能を確認する。3ヶ月に1回 電子通信GM 5. 無線連絡設備(常設)の通話機能を確認する。1ヶ月に1回 電子通信GM 6. 無線連絡設備(可搬型)の通話機能を確認する。3ヶ月に1回 電子通信GM 7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。3ヶ月に1回 (7号炉中央制御室)発電GM(緊急時対策所)電子通信GM 8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。1ヶ月に1回 電気機器GM	【設置許可本文】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パワーマネジメントシステム(SPDS)を設置する。 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音響等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備(社内用)、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。	-	-	【SA監視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置 ・外観点検を行う(表示装置、制御盤、機能に係るエラー表示のないこと) ・表示装置の表示機能を確認する。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システムの動作試験にて異常がないこと。 ・IP-電話機の通話試験にて通話ができること。 ・IP-FAXの送受信試験にて異常がないこと。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・衛星電話設備(常設)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・無線連絡設備(常設)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・無線連絡設備(可搬型)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・携帯型音声呼出電話機の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-	
				-	-	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・実機を稼働させて異常が無い事を確認する。	<差異無し>	-	
66-18-1	ホイールローダ	(1)運転上の制限 所要数が動作可能であること 所要数 ホイールローダ:4台 (2)確認事項 1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	【設置許可本文】 屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物等の損傷、周辺斜面の崩壊及び道路陥没のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び毒害による飛来物、積雪並びに火山の影響)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを4台(予備1台)保管、使用する。	-	-	【SA監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・実機を稼働させて異常が無い事を確認する。	<差異無し>	-	
66-19-1	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)	(1)運転上の制限 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の所要数が動作可能であること 所要数 可搬型代替注水ポンプ(A-2級):8台 (2)確認事項 1. 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の以下の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1)吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。 (2)吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3)吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。 1年に1回 タービンGM 2. 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 モバイル設備管理GM	各条にて要求	-	-	-	-	○66-4-2 残留熱除去系等を経由した原子炉压力容器への注水【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・注水可能圧力まで原子炉圧力を減圧すると原子炉運転継続不可。 ・注水に伴う原子炉水質の悪化、異物混入。 ○66-6-2 残留熱除去系等を経由した原子炉格納容器への注水【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原子炉格納容器内機器の被水による劣化、破損。 ○66-7-2 復水供給水系を経由した原子炉格納容器下部への注水【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原子炉格納容器下部ドライウェル機器の被水による劣化、破損。 ○66-9-1 燃料プール代替注水系実動作試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・使用済燃料プールへの異物混入による燃料損傷。 ・使用済燃料プールの水質悪化。 ○66-11-2 復水供給水系等を経由した復水貯蔵槽への放水または海水注水【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・OSPへの漏水注入による水質劣化、機器腐食、異物混入。	<差異無し>	・定期事業者検査等にて可搬型代替注水ポンプ(A-2級)単体試験により必要な流量及び吐出圧力を個別に確認している。また月例等試験にて動作可能であることを確認している。
				可搬型代替注水ポンプ(A-2級)機能検査	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)機能検査 ・吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上であること。 ・吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上であること。 ・吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上であること。	【SA定期試験】 動作・状態確認。(3ヶ月/回)	【判定基準】 ・可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を起動し、動作可能であること。(動作確認)	<差異無し>	【定事検】 ・可搬型代替注水ポンプ(A-2級)単体試験により必要な流量及び吐出圧力を確認している。 【月例等】 ・可搬型代替注水ポンプ(A-2級)については、仮設計器を用いた流量、吐出圧力の確認は定事後で担保し、定期試験では動作可能(車載付計器確認含む)であることを確認する。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。 【プレコン疑義】 特になし	